

松江 市立病院 だより

Vol.83

2018年
春号

CONTENTS

薫風の中で	1
アレルギー特集	
小児の食物アレルギー	2
豆乳アレルギーをご存知ですか	3
つらい花粉症を乗り切ろう	4
アレルギー性結膜炎	5
アレルギーの検査	6
アレルギー物質の食品表示	7
〈看護局より〉	
働きやすい職場づくりへ ～ワーク・ライフ・バランスの推進～	8
〈地域連携だより〉	
「かかりつけ医」と「紹介」・「逆紹介」	9
新任医師紹介	10
松江市立病院の理念・基本方針	11
診療日程表	12



薫風の中で

看護局長 安達 良子



新たな入職者を迎え平成30年度がスタートしました。新たな風は、それを迎える職員にも心地よい緊張感と幸福感を運びます。

当院はこの4月で病院開設70周年目を迎えます。多くの先人が築かれた「松江市立病院」という礎に、平成17年の田和山への新築移転、昨年3月のがんセンター開設と、一段ずつその歴史を積み上げてきました。新病院を謳っていましたが、すでに新築移転後13年が経過しました。当時の新人看護師は、今ではベテラン看護師として各部署で力を発揮しています。今日の看護局において頼もしい存在になりました。

今年度は診療・介護報酬の同時改定の年です。少子高齢化の進展や、それにとまない膨らみ続ける社会保障費の対策から、医療を取り巻く情勢は大きく変わりつつあります。その中で、当院の地域の中核病院として急性期の医療を担う役割と、職員一人一人が胸に掲げている「愛情・信頼・奉仕」のモットーは変わらない柱です。

当院では人材育成にも力を入れています。看護局では新人教育プログラムを基に看護師を育成しています。今年入職した新人看護師も、「愛情・信頼・奉仕」のモットーを心に持ち、今後の病院を担う頼もしい人材となることでしょう。

今年9月1日に、病院開設70周年を記念した行事を開催する予定です。市民の皆さんにも是非お越しいただき、当院の歴史と今の姿を感じていただきたいと思います。



日本医療機能評価機構
認定第 GB257号



病院モットー

愛情 信頼 奉仕

小児の食物アレルギー

食物アレルギーとは、「食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序を介して生体にとって不利益な症状が惹起される現象」と定義されています。少し難しいですね。簡単に言えば、食物を摂取することで健康被害が生じる状態です。

そもそも、人体にとって食物は異物です。人体は異物が入ってくると、免疫応答と呼ばれる免疫のしくみで排除を試みます。しかしそれでは生きていけないので、人体には経口摂取した食物を排除することなく、必要な栄養として体に受け入れるしくみが備わっています。

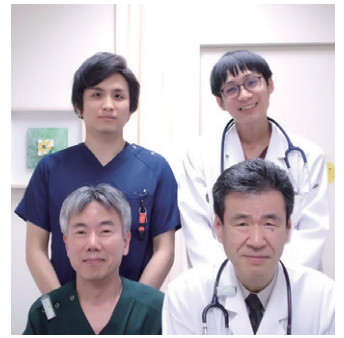
食物アレルギーはこのしくみがうまく機能しないものです。食物という異物に対して過剰な免疫応答が生じた結果、人体にとって不利益な症状が出現する疾患です。日本における小児の食物アレルギー有病率は、乳児で約5～10%、幼児で約5%、学童以降で約1.5～3%と考えられています。また原因となる食物の頻度は、鶏卵、牛乳、小麦の順に多く、それに次いで、ピーナッツ、魚卵、果物、甲殻類などが多いです。

食物アレルギーはある一定の量、つまり閾値^{いきち}を超える量を摂取することで、急激に症状が誘発されるという特徴があります。また同じ食物でも加熱することで反応性が低下し症状を起こさなくなることがあります。例えば鶏卵であれば、クッキーやフライの衣などの高温加熱調理の方が、スクランブルエッグや生卵などよりも安全に食べられる可能性が高いと言えます。

食物アレルギーの検査には血液検査があります。ただ血液検査はあくまで補助であり、絶対ではありません。診断は臨床症状が優先されます。鶏卵を食べて症状が出現したのであれば、例え血液検査で陰性であっても鶏卵アレルギーと考えます。逆に、摂取して症状が出現しない食物は血液検査で陽性であったとしてもアレルギーとは考えず、除去の必要はありません。むやみな食物除去は栄養面で小児にとって不利益となります。

最後に症状についてです。食物アレルギー症状は蕁麻疹^{じん}を代表とする皮膚症状が最も一般的ですが、それ以外にも嘔吐、下痢、咳嗽、息苦しさ、喘鳴、血圧低下、意識障害などがあります。症状の重症度や緊急性もさまざまです。小児では保護者から見て重症度や緊急性が分かり難いことがあります。特に、まだ自分で話せない乳幼児では保護者の観察が重要です。食物摂取後に蕁麻疹が出たが普段と変わらず遊んでいるといった場合などは慌てる必要はありませんが、「ヒューヒュー」といった音を伴う呼吸をしている、立位や座位が維持できなくなり寝ている、顔色が悪いなどがみられる場合は、速やかに医療機関を受診してください。判断に迷う場合も、ためらわず医療機関を受診してください。

小児科



豆乳アレルギーをご存知ですか



皮膚科部長

吉田 暁子

まずはじめに、口腔アレルギー症候群 (OAS: oral allergy syndrome) についてご存知ですか。これは、1987年に海外で初めて提唱された概念です。口腔アレルギー症候群とは、特定の食物を摂取後15分以内に口の中のかゆみやピリピリした刺激感あるいはのどのつまり感^{じみ}が出現し、引き続いてくしゃみ、鼻水、涙などが出現し、重症例ではさらに眼瞼や顔面の腫れ、蕁麻疹^{じん}や喘息、最重症例ではアナフィラキシーショックをおこす病気です。口腔アレルギー症候群の原因食物としては果物や野菜が最も多いです。

これに関連したもので、花粉中の成分に感作された(花粉に対してアレルギーのある)人で、摂取した果物や野菜の中の成分と交叉反応(アレルギーの原因となる物質の成分と構造が似ている物質の成分でアレルギー反応すること)を起こすものを花粉・食物アレルギー症候群 (PFAS: pollen-food allergy syndrome) といいます。つまり、花粉に対してアレルギーのある方が特定の食物を摂取することにより、食物成分を花粉の原因成分と誤認してアレルギー反応を起こすものです。

豆乳アレルギーは、この花粉・食物アレルギー症候群のひとつです。豆乳を摂取することで、多くはカバノキ科のハンノキやシラカンバの花粉との交叉反応を起こし、口腔アレルギー症候群を主体とした症状を引き起こします。豆乳アレルギーは、2004年に海外で、2005年に我が国で初めて報告されました。報告された豆乳アレルギーの症例は、ほぼ全例でハンノキやシラカンバの花粉に感作されていました。

診断のためにおこなわれる検査としては、血液検査による抗原特異的IgE検査(ハンノキ・シラカンバ・大豆(陰性のことが多い)・Gly m 4)、患者さんの皮膚で検査する皮膚テスト(豆乳・大豆)、症状出現時に摂取した豆乳を低濃度で再度摂取して検査する負荷試験などがおこなわれます。

豆乳アレルギーと診断された方の食事指導の内容としては、①大豆食品に関しては、発酵・加熱・ゲル化などの加工によって、アレルギーリスクを減らしうると考えられており、摂取可能です。②より豆乳に近い寄せ豆腐(おぼろ豆腐)や湯葉で症状がおこることもあり、注意が必要です。③豆乳の銘柄や種類、濃度によっても発症頻度が異なります。豆乳の濃度の関係で、無調整豆乳>調整豆乳>豆乳飲料の順でリスクが高いと考えられています。④花粉症症状の改善により、摂取可能となる場合があります。

ハンノキやシラカンバの花粉症を有する患者さんや、右記の表にある果物や野菜でOASと診断されたことのある患者さんは、豆乳アレルギーの可能性があります。豆乳の摂取は慎重にしてください。

植物学分類		食 物
バラ類	マメ科	ダイズ
	バラ科	リンゴ、モモ、サクランボ、洋梨、スモモ、アプリコット、イチゴ、ウメ、ビワ、アーモンド
キク類	セリ科	セロリ、ニンジン、フェンネル、クミン、コリアンダー
	ナス科	ジャガイモ、トマト
	マタタビ科	キウイ
マンサク亜綱	クルミ科	クルミ
その他		ヘーゼルナッツ、ブラジルナッツ、ピーナッツ、ココナッツ

足立厚子 アレルギーの臨床, 27 (13) : 38-43, 2007より改変

つらい花粉症を乗り切ろう



耳鼻いんこう科科長
榎本 卓朗

例年、立春頃より鼻水、くしゃみ、鼻づまり、目のかゆみといった症状に悩まされる花粉症。これは飛散している花粉に対するアレルギー反応です。花粉症といえばスギを想像されると思いますが、そのほか年間を通して何らかの花粉が原因となってアレルギー反応をおこし、これらをまとめて花粉症といいます。代表的なスギ花粉症はスギに対するアレルギー反応のため、スギ花粉が飛散する2月初めから5月初め頃までの約3か月間、症状が続くと考えられます。逆にスギが少ない北海道や沖縄ではスギ花粉症はほとんどみられません。

【花粉症のメカニズム】

私たちの体の中には免疫といって、体に対して害となる細菌やウイルスを排除するシステムがあります。害となる異物（抗原）が入ってくると、排除するための抗体が作られます。作られた抗体は、再び同じ抗原が入ってくるとこれを排除するように働きます。例えば、おたふくかぜに一度罹ると二度と罹らないのはこのためです。アレルギーとは、本来なら無害な抗原に対して、体の免疫システムが過剰に反応する現象をいいます。



【花粉症の症状】

スギ花粉症の主症状は鼻水、くしゃみ、鼻づまり、目のかゆみです。風邪の際にも鼻水やくしゃみが認められますが、風邪の場合は2週間以上症状が続くことはほぼありません。また花粉症の際の鼻水は水のように比較的さらさらとしています。風邪の場合は膿性であったり、粘性であったりすることが多いです。

【花粉症の治療】

アレルギーの治療の原則は抗原の除去・回避です。治療方法として、薬物療法、手術療法などがあります。花粉の除去・回避のために、花粉情報（環境省花粉観測システム：はなこさん <http://kafun.taiki.go.jp/> 等）に注意する、外出時にマスク、メガネを使う、帰宅時には衣服や髪をよく払ってから入室し、洗顔・うがいをし鼻をかむ、飛散の多い時には布団や洗濯物の外干しをしない、掃除の励行、風の強い日は窓を大きく開けない等をおこなってみましょう。

薬物療法では内服薬、点鼻薬が用いられます。例年花粉症に悩まされる方は花粉が飛び始める前から治療を始めることで症状を軽くできる可能性があります。鼻づまりは持続性があり口呼吸や睡眠障害などが生じます。このため市販の点鼻薬を頻用される方もいらっしゃいますが、これらの薬には連続して使用することによって効果の持続が短くなり、使用後にかえって鼻づまりが悪化し、さらに使用回数が増すといった悪循環に陥るものがあります。これらの薬は乱用せず、効果が見られない場合は医療機関に受診されることをお勧めします。



手術療法では鼻腔粘膜の一部を焼灼するレーザー手術法があります。手術後2～3年で症状が再燃することもあります。外来で施行可能な手術です。ただし、花粉症の時期は避ける方が良いと思います。これも、医療機関でご相談ください。

アレルギー性結膜炎



眼科科長

板持 知恵美

暖かい春風がふき、花が咲いて花粉症にはつらい季節になりました。本来は害のない花粉に体が過剰反応したものが花粉アレルギー（花粉症）です。その中で目に現れる症状がアレルギー性結膜炎です。目を開けているので花粉が入りやすく、涙があるため入った花粉も溶けて反応しやすくなります。さらに目にはアレルギー反応を引き起こす免疫細胞がたくさんあるため症状が強くなります。

主な症状は目のかゆみやゴロゴロする感じ（異物感）で、涙や目やにができることもあります。他の人には感染しません。まぶたやまぶたのふちは特にかゆみが現れやすく、かけばかくほどかゆみは強くなります。まぶたの裏の結膜に粒状のもりあがりができ、まばたきすると角膜とこすれるため、小さなゴミがはいったような異物感を感じます。

日常生活では、花粉と接しない工夫が大切です。外出時ゴーグル型の眼鏡と花粉防止用のマスクの着用や、帰宅時にはまつげや目のまわりをきれいに洗うとよいでしょう。目を傷つけると困るので、目を開けて眼球を直接洗わないようにしましょう。

治療には抗アレルギー薬の目薬を使用します。目薬を使うときは、ほこりまみれの状態だと汚れが目薬と一緒に目に入ります。まつげや目のまわりをきれいにしてから目薬をいれましょう。

また、市販の薬で効果がなければ、医療機関を受診して、さらに効果のある医療用の目薬を処方してもらってください。目のアレルギーとうまくつきあって健やかな生活をお過ごしください。

花粉カレンダー

このように、花粉は年間を通して、何らかの種類が飛散しています

花粉名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ハンノキ属 (カバノキ科)												
スギ												
ヒノキ科												
イネ科												
ブタクサ属 (キク科)												
ヨモギ属 (キク科)												
カナムグラ (アサ科)												

出典：鼻アレルギー診療ガイドライン2016より（一部改変）

アレルギーの検査

アレルギーの原因となる物質を「アレルゲン」（または「抗原」）といいます。何が「アレルゲン」になるか、そしてどういう反応（症状）がおきるかは、個人ごとで異なります。出現した症状により、病気も異なってきます。

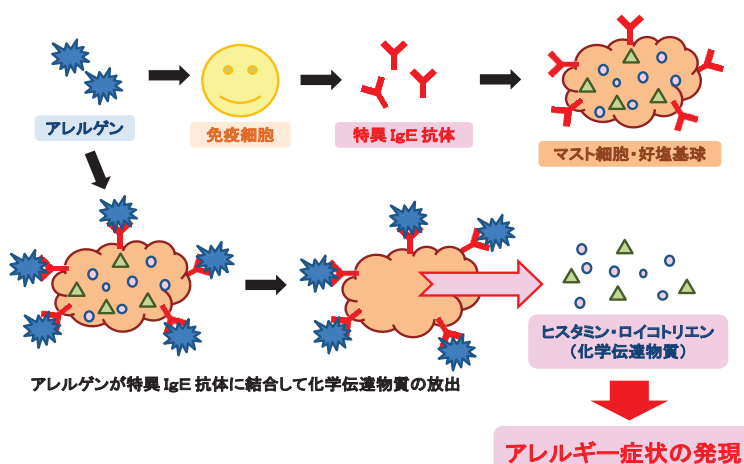
アレルギー疾患の治療・予防をおこなうためには、まず原因となる「アレルゲン」を特定することが大事です。何が「アレルゲン」となっているかを調べるアレルギーの検査は、大きく分けて、生体検査と血液検査の2つです。

生体検査では、皮膚に「アレルゲン」を付けてその反応を確かめる皮膚テスト（スクラッチテスト、皮内テスト、パッチテスト）と呼ばれるものや、「アレルゲン」を摂取してその反応を確かめる負荷試験などがあります。この検査では、「アレルゲン」との反応を直接確かめられるので、症状がよくわかるという利点があります。しかし、検査により体に負担をかけますので、アナフィラキシーショックなどの重篤な副反応がおこる危険性があります。

検査部
臨床検査技師
朝倉 弘司



アレルギーが発症するしくみ（I型アレルギー）



★皮膚テスト

スクラッチテスト：皮膚に針で傷をつけ、そこに「アレルゲン」液を滴下し、反応をみます。

皮内テスト：「アレルゲン」を皮膚に皮内注射して、反応をみます。

パッチテスト：「アレルゲン」を塗布した絆創膏を48時間皮膚に貼り、反応をみます。

血液検査では、抗原特異的IgE定量、ヒスタミン遊離試験（HRT）およびリンパ球刺激試験（LST）などがあります。これらの検査は患者さんの血液を採血して、その血液で検査します。生体検査と比べて体への負担は少ないのですが、検査結果と出現している症状が一致しない場合があります。

★血液検査

特異的IgE定量：血液中のIgE抗体が、どの「アレルゲン」に反応するのか調べます。現在、200種類以上の「アレルゲン」が測定できます。

ヒスタミン遊離試験（HRT）：血液中の好塩基球という細胞に「アレルゲン」を添加し、放出されるヒスタミン量を測定します。

リンパ球刺激試験（LST）：血液中のリンパ球に「アレルゲン」と疑われる薬剤と反応させます。

これらの検査により、原因となる「アレルゲン」を特定します。アレルギー疾患の治療・予防では、特定された原因となる「アレルゲン」との接触や摂取をさけ、対症療法を併用します。アレルギー疾患を早く治すためにも、アレルギーの検査は欠かせないものです。

アレルギー物質の食品表示

食物アレルギーは以前からありましたが、近年増加傾向にあります。食物アレルギーは1歳未満の乳児で最も多く発症しますが、厚生労働省の調査によると小児から成人まで幅広く認められています。以前ではみられなかった果物や野菜、芋類などによる食物アレルギーが認められるようになってきたのが特徴です。

食物アレルギーを持つ方が、誤って原因となる食物を摂取すると、健康被害が発生することがあります。最悪の場合は、アナフィラキシーショックなどの重篤な症状を引き起こし、死に至ることもあります。特に加工食品の場合、原因となる食物が含まれているかどうか、わかりにくいことが多いです。そのため、誤って摂取してしまう危険があります。

そこで食品表示法では、アレルギー物質を含む加工食品について、特定原材料を含む場合は表示することを義務付けていたり、それ以外の原材料でも表示を推奨したりしています。

●表示が義務付けられているもの

食物アレルギーによる健康被害の発症数が多かったり、発症した場合に重篤化する危険性があつたりする7品目を、「特定原材料」として表示が義務付けられています(図1)。

●表示することを推奨されているもの

食物アレルギーによる健康被害の発症数や重篤化の危険性がありますが、特定原材料ほどではないものについて、20品目を特定原材料に準ずるものとして、可能な限り表示するように努めるものとされ、表示を推奨されています(図2)。

●注意する点

加工食品では、原材料が変更される場合があります。食物アレルギーのある方は、そのつど表示を確認するようにしてください。

特定原材料等の表示については、容器包装された加工食品が対象になります。店頭で調理・販売される総菜やパンなどの包装されていない食品は対象でなく、表示義務はありません。レストランや食堂など、その場で食事を提供する場合も同様で、表示義務はありません。

また、容器包装されていても酒類には表示義務はありません。注意してください。

栄養管理部
管理栄養士

高橋 多江

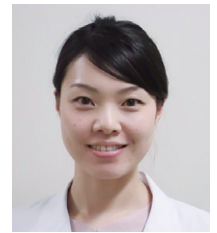


図1 【義務品目】特定原材料7品目

- ・かに
- ・エビ
- ・卵
- ・乳
- ・落花生
- ・小麦
- ・そば



図2 【推奨品目】特定原材料に準ずるもの20品目

- ・あわび
- ・いか
- ・いくら
- ・オレンジ
- ・カシューナッツ
- ・キウイフルーツ
- ・牛肉
- ・くるみ
- ・ごま
- ・さけ
- ・さば
- ・大豆
- ・鶏肉
- ・バナナ
- ・豚肉
- ・まつたけ
- ・桃
- ・やまいも
- ・りんご
- ・ゼラチン



働きやすい職場づくりへ ～ワーク・ライフ・バランスの推進～

副看護局長

大岡 恵利子



看護局では、看護師などの職員約460名が働いています。看護師は、患者さんの看護を24時間休みなくおこなう必要があります。そのため職員が交代制で勤務しており、休日出勤や夜間勤務などがあります。

職員の中には子育て中だったり介護をしていたりする者もいます。看護局では、これらの職員も含め、みんなが働きやすい職場を作るため、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。ワーク・ライフ・バランスとは仕事と生活の調和を意味します。「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう」にすることです。それを実現するために、近年ここ10年にわたって、さまざまな取り組みをおこなってきました。

たとえば夜間勤務です。翌朝までの夜間勤務になりますが、勤務の開始時間を家庭での夕食が終わったあとに出勤できるように午後8時過ぎに変更した勤務形態を設けました。子どもの世話をしたり、家庭の用事を済ませたりして落ち着いてから出勤できるので、この勤務を選択する職員も増えてきています。夜間勤務中も交代で休憩できるように、勤務人員を増やしています。夜間勤務を連続しておこなわないことや、勤務日の翌日は休日とするなどルールを決め、勤務の調整をおこなっています。

産後の育児休業から復職するのにあたって、院内保育所を利用する職員も増えていきます。短時間勤務を希望する職員もおり、勤務開始時間を変更した勤務などを組み合わせることで「帰りやすい職場づくり」に努めています。職員個人の休暇希望も取り入れ、看護局の業務が安全かつ円滑にできるような勤務スケジュールを作成しています。

また、働きながら専門職としてのキャリアアップを図っていく方法の一つとして、平成28年からインターネットを活用した講義を導入しました。いつでも好きなときに、興味のある分野から学習していくことができ、短時間で終了することができるので、新人職員を含めてみんなが活用しています。

仕事と生活が充実することで、看護業務へのモチベーションが向上します。それは、患者さんへ提供する看護の質の向上につながります。今後もさらにワーク・ライフ・バランスを推進していきます。そして、職員みんなが笑顔で元気に働き続けることで、地域の皆さんへ安全と安心を届けることにつながると考えます。働きやすい職場づくりへ、みんなで協力して取り組んでいきます。



カンゴサウルス賞

(公財)日本看護協会では、働き続けられる職場づくりを目指し、看護職のワーク・ライフ・バランスの実現のために取り組んでいます。

その中で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでいる医療施設を、「看護職のワーク・ライフ・バランス推進カンゴサウルス賞」として顕彰しています。

当院も、平成27年にワーク・ライフ・バランスへの取り組みが評価され、表彰されました。

なおカンゴサウルスは、看護職のワーク・ライフ・バランス推進のマスコットキャラクターです。



地域連携 だより

松江市立病院では、地域の医療機関と連携を図りながら、医療の充実に努めています。

「かかりつけ医」と「紹介」・「逆紹介」

「かかりつけ医」との医療連携

地域の皆さんが安心して医療を受けていただくために、当院では地域の「かかりつけ医」（開業医）の先生方と連携してお互いに役割分担をおこない、地域医療の向上に努めています。

「かかりつけ医」では、皆さんの日常的な病気の予防や診療・健康管理を担っています。具合が悪くなられたら、まずは「かかりつけ医」を受診してください。「かかりつけ医」が入院や手術などの専門的な医療が必要と判断された場合には、「かかりつけ医」の先生からの紹介で当院での診療を受けていただきます。

当院は、入院や手術などの専門的な医療が必要な患者さんを受け入れる高度急性期病院です。当院での治療により病状が安定した患者さんは、再び「かかりつけ医」へ紹介します。

「紹介」とは

「かかりつけ医」から紹介を受けて受診をすることをいいます。

当院を初めて受診される方、または受診中の診療科とは異なる診療科を受診される方は、「かかりつけ医」からの紹介をお願いします。（紹介でない場合、初診時選定療養費が生じます。）

紹介状には、患者さんのこれまでの病状や処方されているお薬・検査結果など、大切な情報が記載されています。紹介状により情報を共有できますので、当院では患者さんの病状が把握しやすくなります。また、同種の検査の実施や薬の重複投与等を防ぐことができます。それにより患者さんの治療が進めやすくなりますし、身体面や医療費の負担を減らすことにもつながります。

「逆紹介」とは

当院での治療により病状が安定した患者さんには、「かかりつけ医」への受診をお願いしています。患者さんを「かかりつけ医」に紹介することを「逆紹介」と呼んでいます。（「紹介」と逆の流れになるので、このような言い方をします。）

紹介で受診された患者さんは、紹介元の「かかりつけ医」へ逆紹介します。紹介元がない患者さんは、これから「かかりつけ医」となるように、ご自宅近くの医院・診療所あるいはご希望の先生などに逆紹介します。

逆紹介では、病院が記載した紹介状を「かかりつけ医」に渡します。紹介状には、患者さんの病状や治療内容、今後の療養上のことなどを記載します。これにより患者さんは「かかりつけ医」でも円滑に継続した診療を受けることができます。

万が一、病状の変化などがあれば、再び「かかりつけ医」からの紹介により、当院で診療を受けていただきます。

地域医療課では、患者さんへよりよい医療を提供するために、地域の医療機関との架け橋となるよう努めています。

「かかりつけ医」がないという方も、ぜひ、家族ぐるみで診察してもらえ身近で安心して診てもらえる「かかりつけ医」を見つけ、健康管理をしていかれることをおすすめします。



新任医師紹介



消化器内科

足立加津彦

あだち かつひこ

— 専門分野 —
消化器一般

少しでも皆様のお役に立てますように精一杯頑張ります。



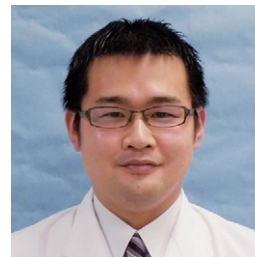
消化器内科

岡本 敏明

おかもと としあき

— 専門分野 —
消化器、肝疾患

一人一人に丁寧な診療を心がけます。



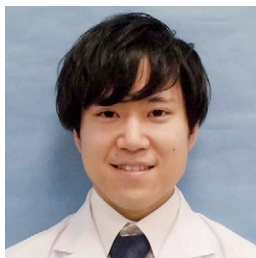
消化器内科

泉 大輔

いずみ だいすけ

— 専門分野 —
消化器疾患
内視鏡治療

丁寧な診療を心がけます。



循環器内科

古志野海人

こしの かいと

— 専門分野 —
循環器一般

より良い診療ができるよう、日々精進します。



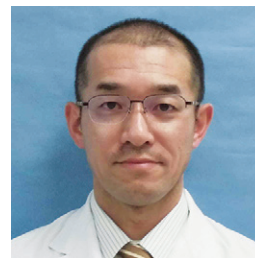
精神神経科

国分 一男

こくぶん かずお

— 専門分野 —
精神科一般

気持ちの辛さに寄り添える医療者になるべく日々精進します。



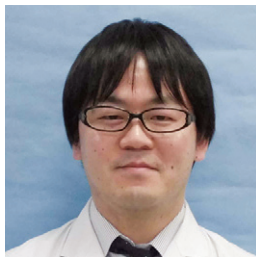
消化器外科

久光 和則

ひさみつ かずのり

— 専門分野 —
消化器外科全般
(特に大腸、肛門)

各々の患者さんの病態だけでなく、個性に見合った治療法を考えるように努めています。



脳神経外科

藤原 勇太

ふじわら ゆうた

— 専門分野 —
脳神経外科一般

患者さんが安心できるよう頑張ります。



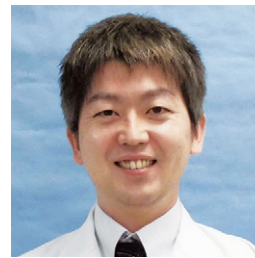
整形外科

楠城 誉朗

なんじょう よしろう

— 専門分野 —
脊椎、脊髄外科

患者さんのための医療をお届けできるように努力します。



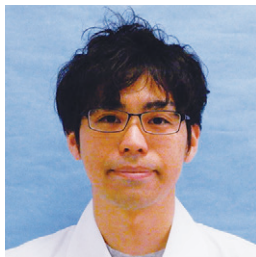
整形外科

山下 尚寛

やました たかひろ

— 専門分野 —
整形外科一般

安心をお届けできるように頑張ります。



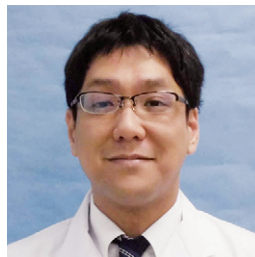
産婦人科

柳楽 慶

なぎら けい

— 専門分野 —
産科、婦人科一般

患者様一人一人に安心して信頼できる医療をおこないます。



泌尿器科

山口 徳也

やまぐち のりや

— 専門分野 —
泌尿器科一般

わかりやすい説明を心がけます。



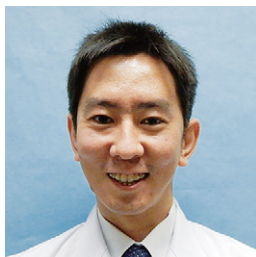
歯科口腔外科

阿久津純一

あくつ じゅんいち

— 専門分野 —
口腔外科一般

研修医としてお世話になった松江市立病院に戻ってまいりました。以前にも増して頑張ります。



歯科口腔外科

加藤 直樹

かとう なおき

— 専門分野 —
口腔外科一般

患者さん本位の診療を心がけます。



表紙写真

いや癒しの庭：和み

病院ボランティアの皆さんのご協力で整備された屋上庭園です。田和山を背景に、緑の癒しの場となっています。

松江市立病院 理念

松江市立病院は、市民への奉仕を第一とし、市民から愛され、信頼される病院を目指します。地域中核病院として、また自治体病院として市民ニーズに的確に応える医療を行うとともに、保健医療福祉の連携に努めます。

松江市立病院 基本方針

- ① 私たちは、患者さんへの思いやりを第一とし、市民から愛され、信頼される病院にします。
- ② 私たちは、医療水準を高め、全力を尽くして患者さんの診療にあたります。
- ③ 私たちは、患者さんの権利を尊重し、信頼に基づく安全で良質な医療を提供します。
- ④ 私たちは、診療所や他の病院と連携を密にし、地域医療の充実に努めます。
- ⑤ 私たちは、健全経営に努め、明るく働きがいのある病院を創ります。

精神科 基本方針

患者の尊厳と自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護します。

- ① 精神科救急医療への貢献をします。
- ② 精神障害者の身体合併症患者の受入を行います。
- ③ 地域資源との連携を行い、地域生活移行を支援します。

緩和ケア 理念

悪性疾患を含め、すべての疾患において苦痛の緩和を必要とする患者、およびその家族の想いを可能な限り尊重する。さらに患者およびその家族の生活や希望を支え、その人らしく生きていくことができるよう最大限の支援を行う。

緩和ケア 基本方針

- ① 痛みやその他のほかの苦痛となる症状を緩和します。
- ② 患者がその人らしく生きることができるよう支えます。
- ③ 無理な延命や意図的に死を招くことはしません。
- ④ 病気の早い段階から適用し、積極的な治療に伴って生ずる苦痛にも専門性をもって対処します。
- ⑤ 患者の希望に添い、在宅への支援を行います。
- ⑥ 患者の療養中から死別した後に至るまで、家族が様々な困難に対処できるように支えます。

患者の権利宣言

松江市立病院は、患者さんの権利を尊重し、信頼にもとづく良質な医療を行うため、患者さんの権利と責務に関する宣言をここに掲げます。

1. 良質な医療を受ける権利

患者さんは、安全かつ適切で良質な医療を公平に受ける権利があります。

2. 説明や情報を得る権利

患者さんは、病状や治療法等について十分な説明と情報を得る権利があります。

3. 選択の自由と自己決定の権利

患者さんは、治療法を自らの意思で選択、決定する権利があります。

4. 個人情報の秘密保持の権利

患者さんは、診療の過程で得られた自己の個人情報の秘密が守られ、患者さんの承諾なしには開示されない権利があります。

5. 尊厳を得る権利

患者さんは、個人としての人格、価値観などを尊重され、医療従事者との相互の協力関係のもとで医療を受ける権利があります。

6. 患者さんの責務

- (1) 医療従事者に対し、自分の健康に関する情報を提供する責務があります。
- (2) 他の患者さんの診療に支障を与えないよう配慮する責務があります。
- (3) 医療従事者の指示を守り、治療効果をあげる努力をする責務があります。

診療日程表

平成30年 4月

診療科		月	火	水	木	金	
総合診療科		曾田	芦田	曾田	山田	曾田	
糖尿病・内分泌内科		多田	佐々木	佐々木(初診) 多田(再診)	多田	佐々木	
消化器内科		河野・岡本・堀江	吉村・三浦・泉	堀江・岡本・村脇	吉村・村脇・三浦	足立・泉・河野・兼村	
循環器内科	初診	岡田	山口	大嶋	太田	古志野	
	再診	-	太田・大嶋	岡田	山口・古志野	-	
呼吸器内科		小西	龍河・矢内	小西	矢内(初診) 小西(再診)	龍河	
神経内科		高井・鞆嶋・中下	高井・中下	鞆嶋	高井	鞆嶋・中下	
小児科		辻・掛江	米田・掛江	辻・田中	辻・米田	米田・掛江	
放射線科		堀・飴谷	木村	堀・飴谷	木村	飴谷	
精神神経科		奥田・小野	大竹・国分	奥田・国分	大竹・小野	大竹・奥田	
皮膚科		松木 吉田(再診)	吉田 松木(予約のみ)	松木 吉田(再診)	松木	吉田 松木(再診)	
消化器外科		若月	河野	梶谷	山田	久光	
乳腺・内分泌・血管・胸部外科		内田	松井	野津	松井	野津 内田(乳腺・内分泌)	
心臓血管外科		-	-	-	-	清水 14:00~16:00	
脳神経外科		医師交替 (初診)	阿武	医師交替 ~9:00(初診)	藤原 瀧川(再診)	瀧川 阿武(再診)	
整形外科	初診	戸田	近藤	山下	梅木	楠城	
	再診	楠城	梅木	近藤	戸田	山下	
形成外科		松井	松井	松井	松井 ~9:00(初診)	松井(再診) 坂井(紹介のみ)	
産婦人科	初診	入江	田代	柳樂	高橋	紀川	
	再診	高橋	入江	長田	柳樂	田代	
	妊婦健診	柳樂	高橋	田代	長田	入江	
泌尿器科		瀬島	山口徳 ~10:30(初診)	山口広・山口徳	瀬島	山口広・山口徳	
耳鼻いんこう科		榎本・小谷	榎本・小谷	榎本・小谷	榎本・小谷	榎本・小谷	
眼科		板持・堅野	板持・堅野	堅野(再診)	板持・堅野	堅野	
麻酔科 緩和ケア・ ペインクリニック科	緩和ケア	岩下	安部・中右	岩下	安部・中右	医師交替	
	ペイン	-	安部(午前) 小糠	-	-	岩下・中右	
リハビリテーション科		徳田・福永	徳田	福永	徳田	徳田・福永	
歯科口腔外科	午前	初診	高村	石倉	石倉	成相	小田原
		再診	石倉・成相・小田原・ 阿久津・加藤	成相・小田原・ 阿久津・加藤	成相・高村・小田原・ 阿久津・加藤	石倉・高村・小田原・ 阿久津・加藤	石倉・成相・高村・ 阿久津・加藤
	午後	再診	石倉・高村・ 小田原・阿久津	石倉・成相・高村・ 小田原・加藤	石倉・成相・高村・ 小田原・阿久津・加藤	石倉・成相・高村・ 小田原・阿久津	石倉・成相・高村・ 小田原・阿久津・加藤

※都合により診療医師は変更する場合があります。



松江市立病院
MATSUE CITY HOSPITAL

●発行者/松江市立病院長 紀川純三 ●編集/広報委員会

<http://www.matsue-cityhospital.jp/>

〒690-8509 松江市乃白町32番地1 TEL(0852) 60-8000(代) FAX(0852) 60-8005